

令和3年8月26日

北上市議会

議長 八重樫 七郎 様

請願者 岩手県盛岡市大通一丁目1-16

三陸の海といわたの漁業を守る

県民アクション実行委員会

(Tel : 019-656-0365)

共同代表 山中 俊介
(弁護士 活憲いわたの会代表)



共同代表 伊藤 裕一
(平和環境岩手県センター 議長)



共同代表 小西 和子
(岩手県社会民主主義フォーラム代表)



紹介議員

平野 明紀



高橋 晃大



高橋 久美子



武田 勝



東京電力福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の海洋放出決定を撤回し、安全な処理・保管方法の確立を求める請願

2021年4月13日、政府は東京電力福島第一原発事故に伴う「ALPS（多核種除去装置）処理水」を海洋放出する方針を決めました。今回の決定は、地元三陸の漁業者はもとより国民の強い反対や懸念があるなか、「関係者の理解なしにはいかなる処分を行わない」とする政府・東京電力と地元漁業者との約束を反故にしたものであり、極めて問題です。

「ALPS 処理水」は、通常原発から放出されているトリチウム水とは異なり、トリチウムばかりではなくトリチウム以外の基準値を超える核種（魚や人の骨に蓄積されるストロンチウム90等）の存在が指摘されており、体内に取り込まれると「内部被ばく」する危険性について専門家が警鐘を鳴らしています。

このまま処理水の海洋放出が行われれば、三陸の漁業関係者にとって「死活問題」であり、漁業ばかりではなく、地域経済が大打撃を受けることは必至です。これまで10年にわたる東日本大震災・原発事故からの復興に向けた関係者の懸命な努力を、一瞬にして無にする愚かな行為です。

政府と東京電力は、汚染水の海洋放出を拙速に行わず、まずは、正確な情報の提供とあわせて、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」とした関係者との約束を果たすことに全力を傾注するとともに、汚染水の安全な処理・管理方法を早急に確立すべきです。

以上の趣旨から、地方自治法第99条の規定にもとづき、下記事項について、国の関係機関へ意見書を提出いただきますよう請願いたします。

記

1 請願事項

- (1) 福島第一原発から発生するALPS処理水について、正確な情報を提供するとともに、関係者の了解のないまま海洋放出しないこと。
- (2) ALPS処理水の安全な処分方法が決定するまで安全な貯槽保管とし、海洋放出をしないこと。

2 要請先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	農林水産大臣
経済産業大臣	環境大臣	復興大臣	